

NISA口座における年間投資枠のご利用に関して

I. 対象取引、利用金額および利用基準日等について

NISA口座を開設すると、つみたて投資枠と成長投資枠が設定され、2つの枠は併用することが可能です。毎年、つみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円を上限とした年間投資枠が設定されます。

また、生涯利用できる非課税保有限度額は1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円まで利用可能）、非課税保有期間は無期限です。

1. 対象取引

当金庫でNISA口座を利用して非課税投資をする場合の対象となる取引の種類は、以下のとおりです。

【つみたて投資枠】

- ① 公募株式投資信託の定時定額購入取引による買付
- ② つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託の収益分配金による再投資
- ③ つみたてNISAで保有する公募株式投資信託の収益分配金による再投資（つみたてNISAとつみたて投資枠で同一の公募株式投資信託を保有する場合に限る。）

※ なお、当金庫がつみたて投資枠対象商品として指定した商品以外の商品をご購入いただけませんので、ご注意ください。

【成長投資枠】

- ① 公募株式投資信託の「投信募集・買付申込書兼確認書」による募集申込みおよび買付
- ② 公募株式投資信託の定時定額購入取引による買付
- ③ 成長投資枠で保有する公募株式投資信託の収益分配金による再投資

※ なお、当金庫が成長投資枠対象商品として指定した商品以外の商品をご購入いただけませんので、ご注意ください。

2. 利用金額

当金庫でNISA口座を利用して非課税投資をした場合の年間投資枠および非課税保有限度額は、以下のとおりです。

【年間投資枠】

つみたて投資枠*：120万円、成長投資枠：240万円

※ 当金庫では、毎月の買付金額の上限は、原則10万円（買付銘柄が複数ある場合はそれらを合算した毎月の買付金額合計で10万円を上限）とさせていただいております（ただし、増額月を設ける場合を除きます。）。

【非課税保有限度額】

つみたて投資枠と成長投資枠を合計して1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円）

3. 利用基準日

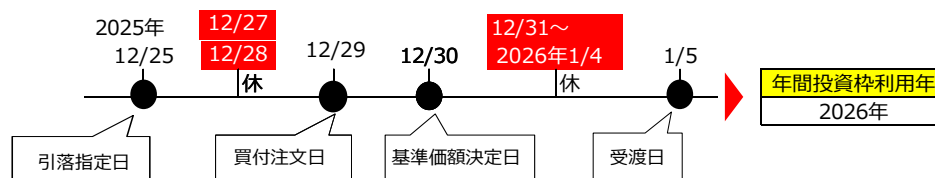
当金庫でNISA口座を利用して非課税投資をした場合の利用基準日は、買付注文日*¹ではなく、受渡日*²となります。よって、受渡日が年をまたぐ場合は、受渡日の属する年（翌年）の年間投資枠を利用します。

※1 定時定額購入取引における買付の場合は、引落指定日の翌々営業日

※2 海外資産を組み入れた投資信託の場合：原則、買付注文日の翌々営業日

海外資産を組み入れていない投資信託の場合：原則、買付注文日の翌営業日

《利用基準日の例：定時定額購入取引による海外資産を組み入れた投資信託の場合》



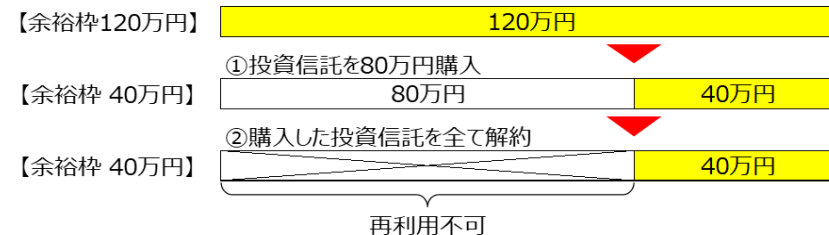
4. 年間投資枠の翌年への繰越

1年間に年間投資枠の上限（つみたて投資枠：120万円、成長投資枠：240万円）まで利用しなかった場合でも、残りの年間投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。

5. 年間投資枠の再利用

一度利用した年間投資枠は、買い付けた投資信託を解約した場合でも、再利用することはできません。

《つみたて投資枠の例》



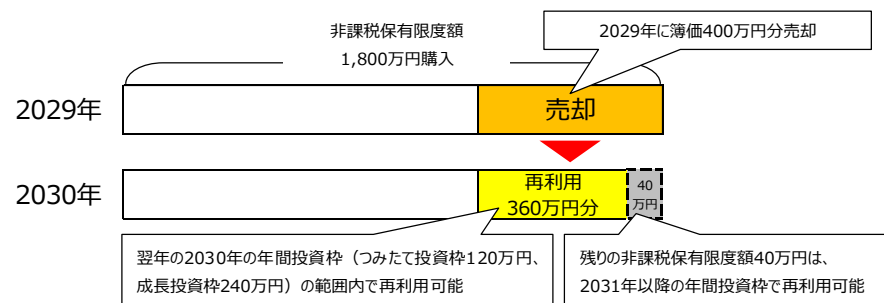
NISA口座における年間投資枠のご利用に関して

6. 非課税保有限度額の再利用

非課税保有限度額（つみたて投資枠と成長投資枠を合計して1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円））は、「簿価（投資信託の取得価額）残高方式」で管理され、NISA口座で保有している投資信託を売却等^{*}した場合、翌年以降、年間投資枠の範囲内で売却等した投資信託の簿価分の非課税枠を再利用することができます。

※売却、元本払戻金（特別分配金）

《非課税保有限度額再利用の例：2024年から毎年360万円購入し、5年後の2028年に非課税保有限度額1,800万円を使い切り、2029年に簿価400万円分を売却した場合》



II. お取引に関する留意事項について

当金庫でNISA口座を利用して買付等のお取引をされる場合、お客様にご留意いただきたい事項があります。

1. 買付方法

【つみたて投資枠】

定時定額購入取引による買付のみに限定されており、一括買付はできません。

【成長投資枠】

一括買付または定時定額購入取引による買付が可能です。

2. 年間投資枠超過時の取扱い

年間投資枠を超過するお取引があった場合は、超過部分を自動的に課税口座^{*1}で買い付けます。例えば、余裕枠を超過する買付の場合、まず余裕枠の範囲内の金額に相当する投資信託の口数をNISA口座で買い付け、その後、余裕枠を超過する金額に相当する口数を課税口座^{*1}で買い付けます。なお、余裕枠が0円の場合は、NISA口座での買付申込みはできません。

また、NISA口座で保有する投資信託から発生する収益分配金の再投資については、原則、それぞれの年間投資枠を利用した買付^{*2}となりますが、余裕枠を超過するお取引があった場合は、超過部分を自動的に課税口座^{*1}で買い付けます。

※1 特定口座を開設しているお客様の場合、特定口座で買い付けます。

※2 詳細は下記4をご確認ください。

3. 非課税とされる収益分配金

非課税とされる収益分配金は、NISA口座で保有する投資信託に対して支払われるものが対象となります。よって、課税口座で保有する投資信託に対して支払われる収益分配金は課税対象となります。

N I S A口座における年間投資枠のご利用に関して

4. 収益分配金の再投資の取扱い

- ・ N I S A口座で保有する投資信託から発生する収益分配金の再投資については、年間投資枠を超過しない限り※、原則、以下のとおり取り扱います。
 - つみたて投資枠で保有する投資信託から発生する収益分配金再投資時の属する年のつみたて投資枠で買付
 - 成長投資枠で保有する投資信託から発生する収益分配金再投資時の属する年の成長投資枠で買付
 - つみたてN I S Aで保有する投資信託から発生する収益分配金（つみたてN I S Aとつみたて投資枠で同一の投資信託を保有する場合に限る。）再投資時の属する年のつみたて投資枠で買付
- ※再投資時の属する年に当金庫に年間投資枠を設定している場合に限りです。
- ・ 上記以外で保有する投資信託から発生する収益分配金は課税口座※での買付となり、N I S A口座で再投資することはできません。
 - ※ 特定口座を開設しているお客様の場合、特定口座で買い付けます。

5. 複数種類取引における年間投資枠利用の優先順位

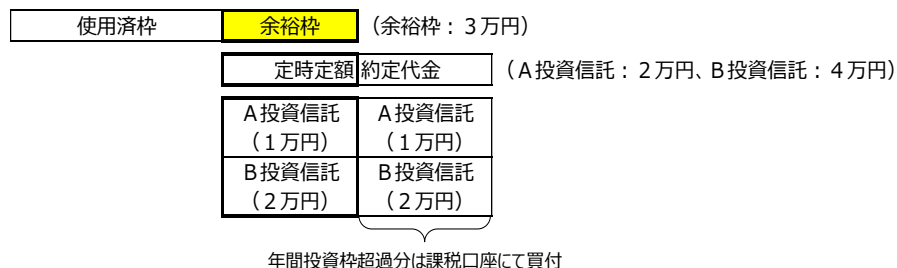
同日中に種類の異なる対象取引が重複して発生した場合は、①「投信募集・買付申込書兼確認書」による募集申込みおよび買付（成長投資枠のみ）、②定時定額購入取引による買付、③再投資の優先順位にて年間投資枠を利用します。

6. 同一種類取引における年間投資枠利用の優先順位

同日中に同一種類の対象取引が重複して発生した場合は、以下の優先順位にて年間投資枠を利用します。

- ・ 「投信募集・買付申込書兼確認書」による募集申込みおよび買付については、お客様の申出順
- ・ 定時定額購入取引および再投資による買付について、余裕枠を超過する買付の場合は、約定代金で按分

《定時定額購入取引の買付において余裕枠を超過する買付が発生する場合》



7. 投信インターネットサービスご利用の際の留意点

「非課税口座開設届出書」をご提出された場合、原則として、お申込当日にN I S A口座が開設されますが、投信インターネットサービスにおいては、税務署による開設可否確認が完了するまでの期間（1～2週間程度）、N I S A口座で、投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等を行っていただくことができません。

お問合せ先：諏訪信用金庫
長野県岡谷市郷田 2-1-8
0266-23-8606 又はお取引のある本支店にご連絡ください
商号等：諏訪信用金庫 関東財務局長（登金）第255号